

3 組織

3-1 災害対策重要関係機関

1 県の機関

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
静岡県危機管理部総務課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3633	県庁統制局 5-100-6039 100-6030 対策グループ 100-6105 ～6119 情報グループ 100-6129 ～6140 原子力班 100-6121
〃 〃 危機政策課	〃 〃	054-221-2456	
〃 〃 危機情報課	〃 〃	054-221-3366	
〃 〃 危機対策課	〃 〃	054-221-2072	
〃 〃 消防保安課消防行政班	〃 〃	054-221-2073	
〃 〃 消防保安課産業保安班	〃 〃	054-221-2076	
〃 〃 原子力安全対策課	〃 〃	054-221-2088	
〃 〃 防災DX推進班	〃 〃	054-221-2591	
〃 西部地域局	磐田市見付3599-4	0538-37-2204	5-107-6010
〃 中部地域局	藤枝市瀬戸新屋362-1	054-644-9102	5-106-6010
環境保全センター	牧之原市笠名1212	0548-58-0044	
環境放射線監視センター	牧之原市坂口3520-17	0548-29-1111	136-9000
西部健康福祉センター	磐田市見付3599-4	0538-37-2243	107-6121
〃 〃 掛川支所	掛川市金城93	0537-22-3262	
袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	0538-42-3215	111-6020
中遠農林事務所	磐田市見付3599-4	0538-37-2268	107-6141
静岡県教育委員会	静岡市葵区追手町9-6	054-221-3675	
静岡州市長会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ5階	054-202-4343	
(財)静岡県消防協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館7階	054-221-4119	
静岡県消防長会	静岡市葵区追手町6-2 静岡市消防局	054-255-9703	

2 警察・消防関係機関

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
静岡県警察本部	静岡市葵区追手町9-6	054-271-0110	
菊川警察署	菊川市加茂5889	0537-36-0110	
〃 浜岡交番	御前崎市池新田5151-8	0537-86-3042	
〃 佐倉駐在所	御前崎市佐倉1540-1	0537-86-2342	
〃 高松駐在所	御前崎市塩原新田134-3	0537-86-3640	
〃 新野駐在所	御前崎市新野903-5	0537-86-3842	
〃 御前崎交番	御前崎市白羽5986-3	0548-63-2064	
御前崎市消防本部	御前崎市池新田5151-1	0537-85-2119	
御前崎市消防署	御前崎市池新田5151-1	0537-85-2119	
御前崎市消防署白羽出張所	御前崎市白羽6171-1	0548-63-6820	
中東遠消防指令センター	磐田市福田400	0538-55-0911	178-6010
消防協会小笠支部 (掛川市消防本部 中央消防署)	掛川市掛川1102-2	0537-21-0119	

3 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
南関東防衛局 浜松防衛事務所	浜松市中央区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎8階	053-453-8958	
〃 富士防衛事務所	御殿場市萩原606	0550-82-1622	
総務省東海総合通信局	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9105	
東海財務局静岡財務事務所	静岡市葵区追手町9-50 合同庁舎4階	054-251-4321	
厚生労働省静岡労働局	静岡市葵区追手町9-50 合同庁舎3階	054-254-6311	
農林水産省関東農政局 浜松地域 センター	浜松市中央区砂山町350-5	053-540-4333	
国土交通省中部地方整備局 清水港 湾事務所	静岡市清水区日の出町7-2	054-352-4146	
国土交通省中部地方整備局 清水 港湾事務所(御前崎港事務所)	御前崎市港6170	0548-63-4840	

国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡市葵区田町3-108	054-273-9100	
国土交通省中部運輸局 静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田2-4-25	054-261-2939	
気象庁東京管区气象台 静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	054-286-6919	
海上保安庁第三管区海上保安本部 (御前崎海上保安署)	御前崎市港6170-2	0548-63-5635	

4 指定公共機関

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
日本郵便(株)浜岡郵便局	御前崎市池新田2719-1	0537-86-2483	
〃 佐倉郵便局	御前崎市佐倉1237-1	0537-86-3667	
〃 御前崎郵便局	御前崎市御前崎108-11	0548-63-2901	
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	054-252-8131	
日本放送協会(静岡放送局)	静岡市葵区西草深町 1-21	054-274-1111	
中日本高速道路(株)(東京支社 静岡保全・サービスセンター)	静岡市駿河区中島235-1	054-286-5181	
中日本高速道路(株)(東京支社 浜松保全・サービスセンター)	浜松市浜名区中瀬6008	053-588-5710	
西日本電信電話(株)(静岡支店)	静岡市葵区城東町5-1 NTT 城東ビル	054-200-1469	
(株)NTTドコモ東海支社(静岡支店)	静岡市葵区長沼716-11	054-265-7123	
日本通運(株)(静岡支店)	静岡市葵区御幸町11-30エクセルワード静岡ビル7階	054-254-3344	
福山通運(株)(静岡支店)	静岡市駿河区中島85	054-281-0411	
佐川急便(株)(袋井営業所)	袋井市山科2859	0538-42-3125	
ヤマト運輸(株)(浜松主管支店)	浜松市中央区上石田町1268-1	053-435-5119	
西濃運輸(株)(袋井支店)	袋井市堀越361	0538-42-1133	
中部電力(株)(掛川支社)	掛川市中央1-5-8	0537-23-9450	
KDDI(株)	東京都新宿区西新宿2-3-2	03-3347-0077	
ソフトバンクモバイル(株)	東京都港区海岸1-7-1	03-6889-2000	

5 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
御前崎市役所土地改良事業協議会	御前崎市池新田5585	0537-86-2176	
(一社)静岡県LPガス協会	静岡市葵区本通6-1-10 静岡県プロパン会館3階	054-255-2451	
(一社)静岡県バス協会(しずてつジャストライン(株)浜岡営業所)	御前崎市池新田3961-6	0537-86-3705	
(一社)静岡県トラック協会(中部支部)	榛原郡吉田町川尻901-1	0548-32-6796	
(一社)静岡県トラック協会(中遠支部)	袋井市土橋80-1	0538-43-4166	
商業組合静岡県タクシー協会	静岡市駿河区国吉田2-4-26	054-261-1401	
静岡県道路公社	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル9階	054-254-3424	
静岡放送(株)	静岡市駿河区登呂3-1-1	054-284-8950	
(株)テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18-65	054-261-6115	
(株)静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15	054-251-3301	
(株)静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563	054-283-8111	
静岡エフエム放送(株)	浜松市中央区常盤町133-24	053-457-1151	
(株)御前崎ケーブルテレビ	御前崎市池新田7563-17	0537-86-8882	
(一社)静岡県医師会(榛原医師会)	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511	
(一社)静岡県医師会(小笠医師会)	掛川市御所原9-2	0537-23-4372	
(一社)静岡県歯科医師会(榛原歯科医師会)	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511	
(一社)静岡県歯科医師会(小笠掛川歯科医師会)	掛川市御所原9-2	0537-22-6120	
(公社)静岡県薬剤師会(榛原薬剤師会)	牧之原市静波1699-15	0548-22-1511	
(公社)静岡県薬剤師会(小笠袋井薬剤師会)	掛川市御所原9-2	0537-22-7120	
(公社)静岡県看護協会	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階	054-202-1750	
(公社)静岡県病院協会	静岡市葵区追手町44-1 静岡産業経済会館6階	054-252-6326	

(一社)静岡県警備業協会	静岡市葵区両替町1-4-15 芙蓉ビル4階	054-253-3661	
(公社)静岡県栄養士会	静岡市駿河区八幡1-1-4 東海整備ビル4階	054-282-5507	
(一社)静岡県建設業協会	静岡市葵区黒金町11-7大樹 生命静岡駅前ビル12階	054-255-0234	

6 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
御前崎市商工会	御前崎市池新田5484-1	0537-86-2146	
ハイナン農業協同組合	牧之原市静波73-5	0548-22-8000	
遠州夢咲農業協同組合	菊川市下平川6265	0537-73-5111	
御前崎市消防団（消防総務課消防団係）	御前崎市池新田 5151-1	0537-85-2655	
御前崎市方面隊	御前崎市池新田5585	0537-85-1119 (危機管理課)	
御前崎市自主防災会	御前崎市池新田5585	0537-85-1119 (危機管理課)	
御前崎漁業協同組合	御前崎市港6131	0548-63-3111	
御前崎船主同盟会	御前崎市港6131	0548-63-3264	
御前崎市観光物産会館	御前崎市港6099-1	0548-63-6666	

7 自衛隊

機関名	所在地	電話	防災行政無線 (衛星系8-)
陸上自衛隊第12特科隊	栃木県宇都宮市茂原1丁目5-45	028-653-1551	
陸上自衛隊第34普通科連隊	御殿場市板妻40-1	0550-89-1310	
航空自衛隊第1航空団	浜松市中央区西山町無番地	053-472-1111	
航空自衛隊御前崎分屯基地	御前崎市御前崎2825-1	0548-63-2160	

3-2 記者クラブ加盟社

掛川記者クラブ所在地 掛川市長谷1丁目1-1 TEL 0537-21-1181(掛川市役所内)

社名	所在地	TEL	FAX
静岡新聞御前崎支局	御前崎市池新田4175-21-101A	0537-63-0069	0537-85-3785
中日新聞菊川・御前崎通信部	菊川市下平川51-1 マーブルC号棟	0537-73-5533	0537-73-5578
朝日新聞掛川通信局	掛川市長谷1丁目1-1	0537-23-3131	0537-23-3000
毎日新聞掛川通信部	掛川市南2-3-11 エスポワール1-101	0537-24-7500	0537-24-7500
読売新聞掛川通信部	掛川市南1-5-2	0537-22-2558	0537-22-2574
NHK静岡放送局	静岡市駿河区八幡1-6-1	054-654-4012	054-281-9331
静岡放送掛川支局	掛川市成滝600-1	0537-22-8677	0537-22-8676
テレビ静岡掛川支局	—	—	0537-29-5129
静岡朝日テレビ報道部	静岡市葵区東町15	054-251-3301	054-251-4120
静岡第一テレビ報道部	静岡市駿河区中原563	054-283-8118	054-283-8499

3-3 自主防災会組織図(例)

		平常時の役割	災害発生時の役割
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">会長</div> <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">副会長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">副会長</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">副会長</div> </div> </div> </div>	消火班	消火器の使い方、消火訓練、火災予防	出火防止対策、初期消火の活動、火災の警戒
	救出・救助班	救出用資機材の調達と整備、救助技術の習得、救出・救助訓練の実施	救出・救助活動、防災関係機関への協力
	情報班	地震の基礎知識普及、巡回広報、情報収集伝達訓練の実施	情報の収集伝達、デマ防止、防災関係機関へ被害などの報告
	避難誘導班	避難地、集合所、避難路(所)の安全点検、避難訓練の実施	避難の呼び掛け、避難人員の点検、安全な避難誘導
	生活班	非常持出品の準備の啓発、炊き出し用具の確保と訓練、避難生活計画の作成	炊き出し、物資配分の協力、避難所生活の調整、生活相談や心のケア
	衛生救護班	応急手当や衛生知識の普及、仮設トイレの対策検討	応急救護の実施、重傷者の搬送、防疫の協力、し尿対策などの報告
	災害時要援護者班	災害時要援護者の把握、対応の検討	災害時要援護者の避難の呼びかけ、人員点呼、安全な避難誘導
	安全点検班	地域の巡回点検、危険物の調査	被災後の巡回、危険箇所の広報
	清掃班	ごみ処理対策、がれき等廃棄物処理の検討	ごみの処理、避難経路の障害物の除去
	補修班	家屋等の補修に必要な資機材と人員の確保	屋根の応急修理等
防災委員	住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる	副会長とともに会長を補佐し、各班の活動を統括	

班編成にあたりー

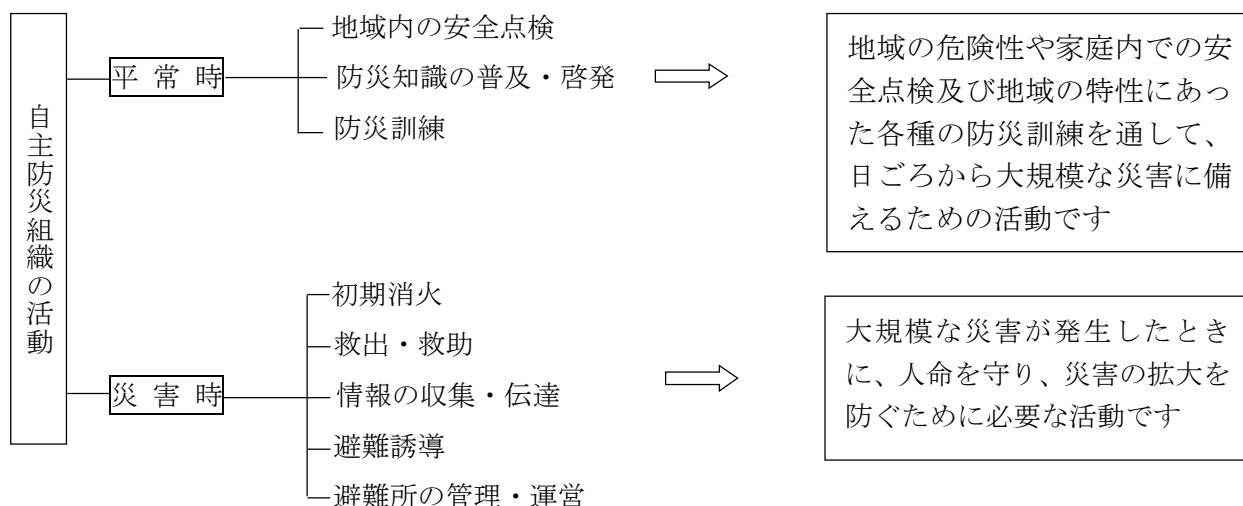
- ・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。
- ・各班には、男女双方の要員を配置してください。
- ・昼間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合の班編成人員をシミュレーションしてください。

3-4 自主防災組織活動マニュアル (静岡県地震防災センターHPより抜粋)

1 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

【主な活動概要】



(1) 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね別図(資料3-7)のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

(2) リーダーとして行うべきこと

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な災害時要援護者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

2 平常時の防災活動

想定される東海地震や相模トラフ沿いの地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ること(公助)は難しくなります。地震による災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。

「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る(自助)」「自分達の地域は皆で守る(共助)」という意識を持つ必要があります。

(1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織が中心となる地域防災訓練への参加がまだまだ少ないようです。

隣近所で声を掛け合い、訓練には皆で参加しましょう。

(2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。

【 各種訓練 】

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も重要で、このすべての訓練が有機的に機能してこそ人の命を救い、災害を拡大させないこととなります。

また、大地震が発生した際、身の回りでどのような災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことはとても大切ですから、イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組みましょう。

ア 災害図上訓練[DIG](ディグ)

参加者が大きな地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。

イ 自主防災組織災害対応訓練[イメージTEN]

自主防災組織の本部員の立場で、災害対応を疑似体験するイメージトレーニングです。

ウ 初期消火訓練

大きな地震災害で最も恐ろしいものの1つは、火災です。

火災が発生した場合に素早く消火を行うための訓練です。

エ 救出・救助、応急救護訓練

阪神・淡路大震災では、多くの人が倒壊した家屋の下敷きになって亡くなっています。

この訓練では、地域住民の命にかかわる重要な活動を実施するための訓練です。

オ 情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の真只中で情報を求めています。また、市町も地域の情報を求めています。正しく迅速に収集伝達するための訓練です。

カ 避難訓練

特に、津波や山がけ崩れ、延焼火災から身を守るための訓練です。また、避難するときに、災害時要援護者への配慮を、習得する訓練です。

キ 給食・給水訓練

大規模な災害が起こると、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するので食料や飲料水などの入手が困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対処しなければなりません。そのため、協力して、給食・給水活動をする訓練です。

ク 避難所運営ゲーム[HUG]

避難所で起きる様々なことをゲーム感覚で疑似体験するイメージトレーニングです。

3 地震が発生した場合

突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
0 : 00	地震発生	地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火の始末 玄関をあける	
0 : 01 ～ 0 : 03	揺れがおさまった 電気、水道、 電話などのラ イフライン停 止	津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難 火元の確認(早めにガスの元栓を閉め、電気のスイッチ・ブレーカーを切る) 火が出ても落ち着いて初期消火 ・家族の安全確認 ・靴を履く 家の中も危険物でいっぱい	・要避難地区の場合は、隣近所の皆で避難を呼びかける。
0 : 03 ～ 0 : 05	身の回りの状況確認	・みんな無事か 隣近所に声をかける ・近所に火は出していないか 大声で知らせる 消火器や貯水槽の利用 漏電、ガス漏れ、余震に注意	・隣近所で助け合い 見つからない人はいないか？ けが人はいないか？ ・災害時要援護者は大丈夫か？
0 : 05 ～ 10 : 00	隣近所の状況確認	ラジオや同報無線により情報確認 車で逃げるな！ ブロック塀、ガラス、がれきに注意！	・情報班による地域内の被害情報収集

0 : 10 ～ 数時間	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見 情報混乱	<ul style="list-style-type: none"> ・ みんなで消火活動 ・ みんなで救出活動 ・ 家族の安否確認 ・ 情報が少なくても落ちついて行動する。(デマに注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火班による初期消火活動 (バケツリレー・可搬ポンプ等) ・ 救出・救助班による救出活動 ・ 負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・ 災害時要援助者の避難の支援 ・ 市町等からの情報を住民に正しく伝達 <p>地域の事業所等の協力を得る</p> <p>困難な場合は消防署、市町等へ支援要請</p> <p>無理はしない</p> <p>(被害状況によっては消防車等の到着が遅れる場合はある)</p>
～ 数日	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を 壊れた家には入らない 助け合いの心を持とう がまんも大切 ・ 備蓄品の有効利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所運営 <p>避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づいた秩序ある避難所運営</p> <p>災害時要援助者に対する配慮</p> <p>災害ボランティアとの共助</p>

4 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言が発令された場合の自主防災組織の行動

(1) 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営します。

(2) 情報の収集・伝達

ア 情報班による情報収集・伝達体制を確認する。

イ 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、巡察します。

ウ 避難地にすでに避難している人もいるので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告します。

(3) 初期消火の準備

防災倉庫の可搬ポンプ等の初期消火資機材の点検を行い、準備態勢を整えます。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員

を確認します。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、情報班員が巡察して、各家庭へ呼びかけ確認します。

ア 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認します。

イ 落下物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

ウ 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わないようにします。

エ 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認します。

(6) 避難活動

ア 避難行動

(ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民に対して市町長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を情報班が確認後、本部長がチェックし、市町へ報告します。

(イ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。

イ 避難生活

(ア) 「避難生活計画書」に従い行動します。

(イ) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。医療救護活動及び防疫、清掃等の活動に必要な資機材を準備します。

(ウ) 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努めてください。

(7) 社会秩序の維持

ア ラジオ、テレビ、同報無線等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。

イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

参 考

◆ 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
5.5	6弱	立っていることが困難になる	固定しない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていない、ブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

※ 震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状況や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

◆ 自主防災組織の装備基準の参考例(300世帯の場合の目安)

区分	品名	数量	区分	品名	数量	区分	品名	数量
情報伝達用資機材	電池メガホン	3	救助用資機材	つるはし	10	避難生活用資機材	強力ライト	6
	簡易無線機	1		鍬	10		標旗・腕章	6
初期消火用資機材	街頭用消火器	10		もっこ	10		ロープ	6
	街頭用格納庫	10		石み	10		発動発電機	6
	バケツ	30		なた	5		釜(かまど付) 又は移動式炊飯器	3
	砂袋	200		ペンチ	5		鍋	6
	D級可搬ポンプ又は C級可搬ポンプ	2		鉄線はさみ	5		受水槽(1t)	1
	ホース乾燥施設	1		大ハンマー	3			
救助用資機材	バール	5		片手ハンマー	2		ろ水機(2t/h)	1
	丸太	5		一輪車	2		テント	
	折畳梯子	3	ロープ	2	ビニールシート	100		
	のこぎり	5	ゴムボート	1	井戸			
	掛矢	3	リヤカー	1	燃料			
	斧	3	ジャッキ	3	仮設トイレ			
	スコップ	10	チェンソー	3	非常用排便収納袋			
			救急用資機材	担架	3	防災用毛布		
				救急セット	10	防災倉庫	1	
						非常用食料		

※ 地域の特性に合わせ必要な装備を行う。